

## 金沢医科大学病院製造販売後調査取扱細則 変更一覧表

書類名	変更前	変更後	変更理由
製造販売後調査取扱細則	(追加)	<p>第4条</p> <p><u>5 承認を得た各調査においては、金沢医科大学病院治験審査委員会にて報告するものとする。</u></p> <p><u>6 調査内容に疑義が生じた場合には、金沢医科大学病院治験審査委員会に諮ることができるものとする。</u></p> <p>附則 <u>この改正細則は、令和7年7月1日から施行する。</u></p>	<p>調査内容等について疑義が生じた場合には治験審査委員会において審査できることを明記。</p>